

男女共同参画基本計画(平成12年12月12日閣議決定) 抄 (関係部分)

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請

全府省

住民に身近な行政に携わる地方公共団体の政策決定は、一人一人の住民の生活に大きな影響を与えることから、国と同様に地方公共団体における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が望まれる。既にほとんどの都道府県・政令指定都市において、審議会等委員や公務員への女性の登用を促進する取組が行われてきていることから、これが更に推進されるよう支援・協力要請を行う。

また、このような取組を市町村にも普及するための助言を行うよう、都道府県に対し協力を要請する。

ア 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援

・ 都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の登用に関する支援

各都道府県・政令指定都市・中核市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する目標値や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状等を調査し取りまとめて提供するとともに、女性の人材に関する情報を提供する。

3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(3) 女性の能力発揮促進のための援助

厚生労働省、経済産業省

男女労働者間に生じている事実上の格差の解消を図り、女性労働者がその能力を十分に発揮できるようにするためには、企業におけるポジティブ・アクションの促進と併せ、女性労働者の側も職業能力の向上等により個々人の就業能力を高めていくことが重要であることから、適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の施策を積極的に推進する。

特に、少子・高齢化の進展による労働力供給の減少が見込まれる中で、育児等のために退職した女性が、再就職によりその能力を発揮していくことが今後一層求められることから、女性の再就職に向けた支援の充実を図る。

ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援

・ 情報提供、相談、研修等の拡充

女性労働者が職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報や手法を入手しにくいとため、女性の能力発揮のためのセミナーやキャリアカウンセリング、管理職候補となる女性労働者等に対する研修を実施するなど、職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図る。

また、就業を希望する者も含め、働く女性等に対して、情報提供、相談、ネットワークづくりへの支援を行うなど、女性の能力発揮促進を支援する拠点として「女性と仕事の未来館」の事業を推進する。

・ 公共職業訓練等の推進

在職中の労働者に対して、多様なニーズや高度情報通信の進展等に対応した職業訓練を、公共職業能力開発施設等において推進する。

また、企業内教育訓練が効果的に推進されるよう、必要な情報提供、相談援助等の推進に努めるとともに、企業内で行う教育訓練費用に対する助成を行うなど、企業の取組を積極的に支援する。

・ 労働者の自発的な職業能力開発の推進

労働者が教育訓練を受講するための時間を確保できるよう、有給教育訓練休暇を導入するなどの取組の促進のために環境整備を図る事業主に対して助成を行う。また、教育訓練給付制度の効果的活用により、労働者個人の自発的な職業能力開発の取組を支援する。

・ 女性の能力の発揮の支援のための調査研究

就業意欲を持つ女性の能力発揮を支援し、労働市場への円滑な参入を支援するため、産業政策の観点から具体的方策を検討する。

イ 再就職に向けた支援

・ 育児・介護等により退職した者に対する支援

育児・介護等により退職した者については、インターネット等による情報提供の充実を図るとともに、講習、相談、自己啓発への支援等の拡充を行う。

また、両立支援ハローワークにおいて、きめ細かな職業相談・職業紹介等により再就職を支援する。さらに、能力発揮を望む再就職希望女性に対するカウンセリングの技法及び能力開発プログラムを開発するなどの支援を行う。

・ 職業能力開発の積極的展開

急速な高度情報通信の進展等産業構造の変化に対応して、必要な職業訓練を公共職業能力開発施設等において実施することにより、再就職を積極的に支援する。

(4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

厚生労働省、経済産業省

雇用・就業形態の多様化の中で、労働者が、その価値観、ライフスタイル等に応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上での重要な課題となっている。とりわけ、そのような働き方を育児期等にある者が、職業生活を完全に中断するのではなく、家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することのできる良好な就業形態として普及していくことが重要である。

こうした観点から、パートタイム労働者に対する通常の労働者との均衡等を考慮した適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善、在宅就業等の健全な発展のための施策等を推進する。

また、女性の起業への関心は高まっているが、女性は事業経営に当たっての知識、情報等が不足しがちなことから、支援策の充実を図る。

ア パートタイム労働対策の総合的な推進

・ パートタイム労働者に対する能力開発

パートタイム就労の機会を増やし、労働市場への参入を容易にするため、公共職業能力開発施設において、パートタイム等短時間就労を希望する者を対象とした短期間の職業訓練を実施する。

ウ 女性起業家、家族従業者等に対する支援

・ 女性起業家に対する支援

起業を目指す女性に対して、必要な知識や手法に関する情報提供、相談や学習機会の提供を行うとともに、女性起業家向け低利融資制度等の資金面での支援を行う。

エ 在宅勤務、SOHO等、新しい就業形態等に係る施策の推進

・ 在宅就業対策の推進

テレワークの自営的形態である在宅就業については、仲介機関に関する情報の収集・提供を行うとともに、仲介機関を活用した福利厚生制度の実施等を通じた支援について検討する。

特に、在宅就業の中でも従属性の強い在宅ワークについては、その健全な発展に向け、ガイドラインの周知・啓発、各種情報提供、相談体制の整備、能力開発・能力評価に係る支援、就業支援の仕組みの整備等の施策を推進する。

4 農山漁村における男女共同参画の確立

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産省

農林水産業において女性の果たしている役割の重要性に照らして、地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定の場において、今後、女性の参画を飛躍的に高めていくため、各都道府県において策定される女性の参画目標を踏まえ、関係機関との連携の下、策定された参画目標の達成に向けた体制整備を支援するとともに、啓発活動等を推進する。

・ 女性の能力の開発と適正な評価

意欲のある女性が地域における方針決定に参画する上で必要な能力を開発するための研修等を実施する。また、女性の職業、生活管理・地域活動指導等に係る能力について、地域社会での適正な評価を確保するため、女性農業士等の認定を推奨する。

(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

農林水産省

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画することが重要であることにかんがみ、女性の経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を進める。

・ 女性の経済的地位の向上

女性の経営における役割を適正に評価し、就業環境の整備等を図る。また、女性の行う部門経営や農林水産業に関連する起業活動への支援、融資、税制等経営参画に係る知識の普及等を推進する。

・ 技術・経営管理能力の向上

配偶者との結婚等をきっかけとして農林水産業に携わることが多い女性は、生産技術・経営に関する知識や経験について個人差が大きい。このため、個々のライフステージに応じた知識や技術、経営管理能力の修得のための研修や交流等を促進する。

10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(2)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

文部科学省、内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省

男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、生涯学習の振興は極めて重要な意義を持つ。特に、女性の多様化、高度化した学習需要に対応し、女性のエンパワーメントに寄与するため、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を一層充実させる。

また、男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、進路指導、就職指導に努める。

ア 生涯学習の推進

・リカレント教育の推進

子育てと仕事の両立のためにも、リカレント教育の重要性はますます高まっており、編入学の受入れ、大学等における社会人特別選抜の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座の実施等に努め、大学等の生涯学習機能の拡充を図るとともに、高等学校等における開放講座の充実を図る。

・放送大学の整備等

時間・空間的制約なしに生涯にわたって学習する機会を提供するものとしてテレビ・ラジオを利用して高等教育の機会を提供する放送大学や放送大学大学院の整備を推進する。また、単位制高等学校や専修学校の整備を推進するとともに、社会通信教育の振興を図るなど多様な学習歴や生活環境を持つ学習者に対する学習機会の提供を促進する。

・学校施設の開放促進等

地域住民の学習機会や子どもたちの活動の場を幅広く提供するために、学校施設を学校休業日や放課後に地域住民や子どもたちに開放し多様な学習機会の提供を行う。また、学校・家庭・地域社会が連携協力して、児童生徒の教育を行うことができるよう、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備促進を図る。

・青少年の体験活動等の充実

男女共同参画意識の高揚に配慮しつつ、青少年の奉仕活動、自然体験活動等の場や機会の充実を図る。

・民間教育事業との連携

民間教育事業者に対して、男女共同参画社会の理念を踏まえながら、事業の実施、相互の連携、地方公共団体との連携を図るよう指導、助言を行うなど、民間教育事業者の健全な発展を促進するよう努める。

また、生涯学習に関する意識啓発等のため、商工会議所が行う生涯学習振興方策に関する国際シンポジウムを開催し、学習機会の提供を図る。

・高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進

学校教育、社会教育を通じて情報活用能力を育成するための情報教育を推進するとともに、情報通信技術を活用した教育の推進に努める。

・現代的課題に関する学習機会の充実

政策・方針決定への参画の促進にも資するよう、現代的課題に関する学習機会の充実を図ることにより、現代的課題について自ら学習する意欲と能力を培うとともに、課題解決に取り組む主体的な態度を養う。

・学習成果の適切な評価

様々な学習活動の成果が適切に評価されるようにするために、学習成果の活用に関する調査研究を行うとともに、文部科学省認定技能審査を引き続き実施し、大学等において専修学校での学習の成果や文部科学省認定技能審査に合格した場合などを単位として認定することを奨励する。

イ エンパワメントのための女性教育・学習活動の充実

・ 女性の生涯にわたる学習機会の充実

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力をつけるため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する生涯にわたる学習機会を充実させる。

・ 女性の能力開発の促進

職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努める。特に、結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性に配慮する。

・ 女性の学習グループの支援

女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図るとともに、参画した女性の活動成果の普及促進に努める。また、女性団体等の情報活用能力の向上のための取組を促進する。

・ 国立女性教育会館の事業の充実等

国立女性教育会館において、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育、家庭教育に関する専門的調査・研究、情報収集・整理・提供を行うとともに、女性教育関連施設と連携を図りつつ、男女共同参画社会の形成の促進に努める。さらに、国内外の関連機関・施設、団体・グループ、個人等とのネットワークを充実し、女性情報ネットワークの拠点としての機能の強化を図る。また、公私立の女性教育関連施設の運営及び情報のネットワーク化の推進、地域の実情に応じた学習機会の提供、相談、調査研究等の各種事業の支援を図ることにより、地域における女性の生涯学習を総合的に推進する。

ウ 進路・就職指導の充実

・ 進路指導の充実

学校において、入学時から様々な機会をとらえて、男子向き女子向きといった固定的な考え方にとらわれず、生徒一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身につけ、幅広い分野に進むことができるようにするとともに、高い職業意識の育成を図るため、職場体験やインターンシップ(*)を推進するなど、指導の一層の改善・充実に努める。

・ 女子高校生、女子学生に対する職業意識の醸成、意識啓発の実施

女子高校生、女子学生自身が女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い職業選択を念頭において、進路決定を行うことができるよう意識啓発を行うほか、職業選択や就業に当たった心の構え等について意識の醸成を図る。

・ 就職指導の充実

大学等の就職担当者及び企業の採用担当者間で情報交換・協議等を行う機会の提供や、大学等の就職指導担当者が就職問題について協議を行う場などを設置し、また、各大学等における学生に対する職業教育の充実、就職関連情報の迅速な提供等を通じ、女子学生への就職指導の充実を図る。

・ 各経済団体等への協力要請

各経済団体等に対し、女子高校生、女子学生の均等な就職機会の確保等について、引き続き協力要請を行う。